

尼崎連続変死事件元被告人自殺事件に関する会長声明

2012（平成24）年12月12日早朝、尼崎連続変死事件の主犯格とされる元被告人が兵庫県警察本部の留置場にて死亡するという事件が発生した。

同県警本部は、2013（平成25）年1月16日、検証報告書を公表し、同元被告人の死因について、司法解剖所見等を踏まえ自絞死と認定した。そのうえで、同検証報告書において、本件の問題点並びに再発防止策として、捜査・留置両部門間での自殺兆候に関する情報共有の徹底、自殺のおそれのある者に対する監視カメラの活用、遮蔽板取り外し、対面監視などによる監視の強化、不要衣類の回収や伸縮衣類の取扱いの検討等を挙げた。また、自殺防止に関する弁護士との情報共有について弁護士会と意見交換していく旨を表明している。

当会としては、自殺防止と人権尊重の双方の両立を目指すことを目的として、再発防止策を検討することに異論はない。当会と警察との意見交換についても、弁護人の守秘義務、秘密交通権の見地から対応には限界はあるものの、意見交換の機会を設けることには吝かではない。ただし、以下の諸点について、十分に考慮される必要があるものとする。

第一に、本件検証報告書においては、留置施設における精神保健医療に関する検証がなされておらず、被留置者の人権を制約する方向に偏った検討がなされている点が問題である。

留置施設においても社会一般と同質同水準の医療が施されなければならないことはいうまでもなく、刑事被収容者処遇法でも明記されている。とりわけ、希死念慮を有する者については、未決拘禁者の身体を拘束する国の責務として、精神科医による診断や、臨床心理士等の専門家によるカウンセリングといった精神保健医療の実施が検討されるべきである。従前から、留置施設においては、拘置所などの刑事施設と異なり常勤医がいないことが問題となっており、今回の事件においても、留置施設における医療不在の影響が背景に潜んでいる可能性がある。

しかるに、本件検証報告書において、これらの医療的観点からの考察は全く行われておらず、被留置者の人権を制約する方向での検討がなされている。例えば、監視カメラの積極的な活用や、対面監視等による監視の強化については、被留置者のプライバシーの侵害となりうることはもとより、保護室への収容についての時間的制限の潜脱となるおそれがある。また、伸縮衣類の持込制限等については、およそ衣類には伸縮性のある素材が使用されていることから、衣類の持込等を過度に制約することとなるおそれがある。これらの人権を制約する方向での施策に偏るのではなく、医療的観点からの検討が十分に行われるべきである。

第二に、元被告人が2011（平成23）年11月4日に逮捕され、翌5日から1年以上にわたり、起訴後も拘置所に移監されず、県警留置場に勾留されていた点についても、本件自殺死の背景事情として検討されるべきであろう。

本来、逮捕後72時間以内の警察留置を経て、その後の勾留は拘置所においてなされるべきところ、実際には捜査の都合が優先されて警察留置場がその代用施設として多用され（「代用監獄」）、別件逮捕や追起訴などにより警察拘禁が何か月にも及ぶことがある。本件はそのような長期警察拘禁事案であるが、その場合、捜査を行う警察に全生活を支配され心身に対する圧力が働く。警察内部では捜査部門と留置管理部門とが組織上分離されているが、同じ警察組織内の部門であり、そもそも捜査機関である警察が捜査業務と同時に本来それから切り離されるべき留置管理業務の双方を担うこと自体に無理がある。

よって、重大事案で被害者も多数という案件では、捜査の長期化も避けられないことは理解できるものの、そのことと健全な勾留、生活の場の確保とは切り離して考慮される必要性があり、少なくとも起訴後の拘置所移監の励行等についても改めて検討されるべきであろう。

その関連で、第三に、県警の捜査・留置両部門間で自殺兆候に関する情報共有の徹底を図るとの対策については、刑事被収容者処遇法並びに衆参付帯決議において捜査部門と留置部門の厳格な分離が求められていることを踏まえ、被留置者への心理的圧迫等に繋がらないよう、慎重な検討が必要である。

国連の拷問禁止委員会も、日本政府に対し、2007（平成19）年5月18日、国際的な最低基準に適合するよう被拘禁者を警察において拘禁できる最長期間を制限し、捜査と留置の機能の完全な分離を図り、警察拘禁中の適切な医療への速やかなアクセスを確実にするよう法改正すべきである、と勧告している。

全国の警察留置場で毎年のように多数の自殺事件が発生しており、昨年6月には、滋賀県守山警察署で自殺死事案も発生している。他の警察署での事故情報の共有化も検討されるべきであり、警察留置場における自殺事案の頻発はもはや看過し得ない状況になっているといえる。速やかに警察留置場における精神保健医療の実施、長期拘禁問題、並びに捜留分離原則をも考慮した真摯な意見交換がなされ、このような事態が繰り返されないよう抜本的な対策が図られるべきである。

2013（平成25）年2月5日

兵庫県弁護士会

会長 林 晃 史